

香川県条例第5号

香川県職員定数条例の一部を改正する条例

香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
知事の事務部局の職員	知事の事務部局の職員
(1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） <u>2,680人</u>	(1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） <u>2,755人</u>
(2) 保健医療大学の職員 69人	(2) 保健医療大学の職員 69人
議会の事務部局の職員 35人	議会の事務部局の職員 35人
教育委員会の事務部局の職員 <u>221人</u>	教育委員会の事務部局の職員 <u>224人</u>
選挙管理委員会の事務部局の職員 1人	選挙管理委員会の事務部局の職員 1人
人事委員会の事務部局の職員 13人	人事委員会の事務部局の職員 13人
監査委員の事務部局の職員 13人	監査委員の事務部局の職員 13人
労働委員会の事務部局の職員 7人	労働委員会の事務部局の職員 7人
収用委員会の事務部局の職員 <u>4人</u>	収用委員会の事務部局の職員 <u>3人</u>
海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人	海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人
水道局の職員 88人	水道局の職員 88人
病院局の職員 1,137人	病院局の職員 1,137人
計 <u>4,269人</u>	計 <u>4,346人</u>
2 略	2 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。